

鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託（長期継続契約）仕様書

1 目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 20 項に基づき、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2 履行場所

履行場所は、鎌倉市内とする。

3 資格要件等

児童福祉法その他業務遂行に関する法令等の関連する法令等を十分に理解し遵守すること。

その他、特記事項は以下のとおりとする。

- (1) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）や児童の権利に関する条約を踏まえ、児童の権利を理解し、その権利を守っていくことに共感する、鎌倉市内で活動する団体であること。
- (2) 直近 2 か年間に於いて、日常的な児童の生活支援等を行っている実績があること。
- (3) 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者でないこと。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止または指名留保を受けていないこと。
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (8) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (10) 税を滞納していないこと。
- (11) 拠点事業に従事する職員に、精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者がいないこと。
- (12) 拠点事業に従事する職員に、禁錮以上の刑に処せられた者（令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前の場合は、「法第 18 条の 19 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号」を「法第 18 条の 19 第 1 項第 2 号」に、「3 年」を「2 年」に各々読み替えてください。）がいないこと。
- (13) 拠点事業に従事する職員に、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防

止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項）を行ったことにより、第 18 条の 20 の 2 第 1 項に規定する特定登録取消者に該当する者（児童福祉法第 18 条の 19 第 1 項第 3 号）がいないこと。

4 業務内容

課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、(1)から(7)を包括的に実施することとし、当該事業を利用する児童の状況に応じて(8)を実施する。

(1)から(7)の支援内容は、常時実施しなければならないものではなく、利用児童の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備することとする。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関及び市との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援
- (8) 送迎支援

5 対象者

鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童がいる家庭であって、事業による支援が必要であると認められる次の者とする。なお、拠点事業の対象年齢は主に学童期の児童を対象としているが、利用が望ましい児童の就学前のきょうだいについても同時に受け入れるなど、柔軟に対応することとする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、事業の目的に鑑みて、本市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

6 委託期間

- (1) 委託期間は、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日～令和 9 年（2027 年）9 月 30 日までとする。
- (2) 本件は 3 年間の長期継続契約のため、翌年度以降において、本市の当該歳出予算の金額に減額又は削除があった場合には、当該契約は解除になる可能性がある。

7 実施方法

- (1) 定員
概ね 20 人
- (2) 職員配置、要件及び職務の内容

職員配置にあたり、関係法令の遵守はもとより、本事業の趣旨に照らし、適切な資質を有する者とする。

支援の実施にあたっては、以下①、②の職員を配置し、必要に応じて③、④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、①、②のうち1人以上は児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用児童や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。

なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等はこの限りではない。

① 管理者

(ア) 職務内容

主に施設の管理・運営、支援員の指導・調整、本市こども家庭センター（こども家庭相談課）・学校・放課後かまくらっ子・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(イ) 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

② 支援員

支援員は、性別になるべく偏りが生じないように配慮するとともに、配慮を要する家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者が望ましい。

(ア) 職務内容

児童や保護者への支援等を行う。

(イ) 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

③ 心理療法担当職員

(ア) 職務内容

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用児童に対して、心理的支援を行う。

(イ) 要件

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

④ ソーシャルワーク専門職員

(ア) 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記のソーシャルワークの支援等を行う

- ・学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ・児童の家庭への訪問を含めた支援（＊）
- ・その他、居場所における児童に必要な支援

＊事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

（イ）要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。

なお、十分なソーシャルワークスキルが求められることから社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

8 研修

職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見をもつ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の資質向上に努めること。

あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

9 開所日数・開所時間

開所する日数は、利用児童が生活のリズムを作れるよう、週3日以上開所すること。

開所時間は、次に掲げる時間とすること。ただし、必要と認めるときは、開始時間を早める又は閉所時間を延長する変更ができるものとする。

（1）学校の授業の休業日（長期休暇期間等）

原則午前10時から午後6時まで

（変更する場合は、午前中からの開所を条件とし1日につき8時間以上とすること）

（2）学校の授業の休業日以外の日（平日）

学校の授業終了後から原則午後6時まで

（変更する場合は、閉所時間の延長とすること）

10 災害時等の開所等

- （1）大雨・洪水・高潮・暴風・大雪警報、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等の発表により災害の発生が予想される場合は、閉所することとする。なお、これら風水害等により閉所を予定する場合は、事前に市及び利用児童に連絡を行うこと。

ただし、開所後に、地震・津波や気象状況等の変化により閉所することとした場合は、適切な避難行動等を取り、利用児童の安全を十分に確保のうえ対応すること。

- （2）インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖時は、当該学級に在籍している利用児童は、検温等により健康状態に問題がないことが確認できる場合にのみ受け入れることとする。

11 実施場所・施設・設備

実施場所は、空き家や賃貸物件の活用を含む、子育て関連施設やその他児童の居場所支援を行う場所として適当な場所とすること。

施設は、定員数に合わせ十分な広さの面積を確保すること。

設備は、活動の拠点としての機能を備えた、開所時間中に利用している児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。専用スペースについては、児童 1 人当たりの床面積 2.47 m²を目安に適切なスペースを確保すること。

また、体調が悪いとき等に静養できる場の確保に努めること。

なお、設備は、以下を参考に本事業の実施に必要な設備を設けること。

<参考>

- ・学習室
- ・相談室
- ・事務室
- ・調理室（キッチン）、調理設備
- ・浴室・シャワー室、トイレ

12 環境への配慮

受注者は、本市の「ゼロ・ウェイスト宣言」「プラごみゼロ宣言」「気候非常事態宣言」の趣旨を鑑み、環境に配慮した取り組みを行うこと。

- (1) ごみの発生抑制に努め、本市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努めること。
- (2) 当該事業の活動等に伴って生じた塵芥類は、自らの責任において適正に処理すること。
- (3) 使い捨てプラスチックの削減とマイバッグ・マイボトル等の使用の促進に努めること。
- (4) 物品の調達の際は、グリーン購入法に基づき、できる限り環境物品等の利用に努めること。
- (5) 施設設備の運転は常に効果的な方法を選択し、環境負荷の軽減に努めること。

13 危機管理等

- (1) 感染症や食中毒予防のため、十分に注意して衛生管理に努めること。
- (2) 不審者侵入対策の訓練や防犯教室を行うこと。
- (3) 万全の体制で防火管理に努めるとともに、防火管理者を配置すること。また、地震・津波、防災対策に対するマニュアル等を作成し、津波避難訓練・土砂災害避難訓練・その他災害発生等を想定した避難訓練を年 2 回以上実施すること。
- (4) 台風等の風水害が予想される場合には事前の情報収集に努めるとともに、地震・津波等災害が発生した場合は利用児童の安全確保を第一とした運営に努めること。
- (5) 気象警報発表時における緊急時連絡体制を整えること。

14 届出等

児童福祉法第 34 条の 17 の 2 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 3 に基づき、拠点事業を開始する前に、あらかじめ以下の事項を市に届け出ること。

- (1) 事業の種類及び内容
- (2) 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 主な職員の氏名及び経歴

- (7) 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- (8) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (9) 事業開始の予定年月日
- (10) 収支予算書
- (11) 事業計画書

15 その他

- (1) 3年間の長期継続契約として締結予定であり、契約金額の変更は基本的に行わない。
- (2) 本事業は「14 届出等」により非課税事業となる。